

工事請負契約における単品スライド条項の運用拡充について

「鋼材類」と「燃料油」に適用している香川県工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）の規定の対象を、平成 20 年 11 月 5 日より、「原材料費の高騰等、その価格上昇原因が明確な資材」に拡充します。

1 単品スライド条項の運用状況

県では、平成 20 年 7 月 16 日より「鋼材類」と「燃料油」を対象に単品スライド条項の適用しています。（請求件数は、現時点で 3 件。）

協議結果については、9 月末より県のホームページで公表しています。

2 単品スライド条項の適用対象資材の拡大

従前の「鋼材類」、「燃料油」の 2 品目の他にも、原材料費の高騰等に起因して、工事の請負代金額に影響を及ぼす価格上昇が見られ始めていることから、発注者・受注者間の個別協議に基づき、「原材料費の高騰等、その価格上昇が明確な資材」について、工事請負代金額に大きな影響（請負代金額の 1%以上）を及ぼす場合には、単品スライド条項の適用資材とします。

<参考>従前の考え方との比較

事項	平成 20 年 7 月 16 日運用	今回運用
価格変動地域の捉え方	全国的な価格上昇に限定	地域的な価格上昇でも適用可能
対象となる品目	「鋼材類」、「燃料油」の 2 品目	左記以外にも工事の請負代金額に大きな影響（請負代金額の 1%以上）を及ぼす品目について、発注者・受注者間の個別協議に基づき決定する
スライド額の算定ルール	工事請負代金額に対して 1%以上の影響を与える品目の合計増加額のうち、請負代金額の 1%を超える額を発注者が負担	同左